

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第44回）議事録

日 時 平成31年3月18日（月） 14:00～15:33

場 所 永田町合同庁舎 1階 第3共用会議室

出席者 （委員） 檜谷委員長、島本委員長代理、明石委員

（関係府省庁） 国土交通省道路局高速道路課 山本課長、清水利用調整官

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 新免課長補佐

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 西地方教育行政専門官

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

源河課長、内野室長補佐、大平専門官

厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課

野村課長、檜村課長補佐

厚生労働省医政局総務課 上野課長補佐

（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 村上審議官、山本参事官、井上主査

1. 開会

（檜谷委員長） それでは、定刻となりましたので、ただいまより第44回「評価・調査委員会」を開会したいと思います。

本日は、藤村委員及び山根委員からご欠席の連絡をいただいております。

2. 地域活性化部会報告

（檜谷委員長） それでは、議事次第に沿って進めたいと思いますが、本日は、評価の対象となっております特例措置につきまして、各部会における検討状況について報告をいただきたいと思っております。

まずは、地域活性化部会の検討状況につきまして、地域活性化部会長として、私より報告いたしたいと思っております。

資料2をご覧くださいと思います。

地域活性化部会では、評価対象であります特例措置1228、民間事業者による公社管理道路運営事業について、全国展開に関して検討を行いました。評価意見案につきましては、事務局よりご報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

（山本参事官） それでは、資料2を1枚めくっていただきまして、この特例措置の概要でございます。

「これまで」のところに書いておりますけれども、道路整備特別措置法に基づきます有料道路制度は、借入金で整備して、通行料金を徴収してその返済に充てることとなっておりますけれども、公社管理有料道路におけます料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されておりました。その後、民間事業者による公社管理道路の運営を認めて民間企業の経営

ノウハウを活用することで、良質なサービスを提供するという目的で、公共施設等運営権を有する民間事業者に通料金の徴収権限を付与して、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするとしたものがこの特例措置でございます。

もう一枚めくっていただきまして、評価意見の案でございます。

この特例につきまして、⑥のところですがけれども、評価・調査委員会による調査をいたしましたところ、この民間事業者への運営権譲渡以降、通行台数や運営権対価等収入が増加するなどの効果があり、また、この民間業者がデジタル維持管理システムなどを導入いたしましたことで、管理業務の効率化、また、パーキングエリアの大規模リニューアルなど、民間のノウハウを活用したサービスの改善に取り組んで、効果が上がっているということでございます。ただ、一方で、ポツの4つ目でございますけれども、この特例を活用しているものが、供用延長あるいは料金収入など、全国で見ても上位の愛知県の有料道路でございますので、この特例の全国展開に当たっては、他の有料道路の場合、効果に差が生じることが考えられるということでございます。

関係省庁による調査におきましても、交通量・料金収入はおおむね順調に推移しているものの、今後については、需要変動の他に物価変動や競合路線の影響により、計画上減収になる期間もあると見込まれておりますので、現時点で正確な見通しは判断できない。また、この特例の活用事例は愛知県の1件のみでありまして、現時点で事業開始からわずか2年が経過した段階であることから、今後の活用状況について判断する段階には至っていないということでございます。

地域活性化部会の審議におきましても、大規模災害や県との事業への影響については、事例がないものの、契約や監査が適正であれば問題ないと考えられ、一般的には民間事業者の手法を活用することによる事業の合理化は見込まれるであろうということで、このような取り組みを促進すべきであるという意見がございました。

したがいまして、⑦今後の対応方針の部分でございますが、読み上げさせていただきますと、

関係府省庁は、現在認定されている特区における新たな効果・弊害の発生について引き続き情報収集するとともに、他の公社管理道路での民間事業者による運営が進むよう情報提供・周知・助言を行う。また、大規模災害や景気変動等が起きた場合にも事業の円滑な運営がなされるかどうかについても検証を行う。関係府省庁はこれらの取組状況を2021年度に評価・調査委員会に報告し、評価・調査委員会はその報告に基づき改めて評価を行う。

というものでございます。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、国交省から、何か追加、補足することはございますか。

(山本課長) ございません。

(樫谷委員長) わかりました。ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(明石委員) 教えてほしいのですけれども、今、参事官が説明した、⑥の3つ目のポツがあって、「契約時には想定していなかった事象が発生し」というところがありますが、公社と運営権者との協議が行われているというのは、これはどういう事象が発生したのかという中身がわかればお願いします。

(樫谷委員長) 事務局、どうですか。

(山本参事官) もしよろしければ国交省から補足していただきたいのですけれども、我々が聞いたところによりますと、基本的に契約で、公社がリスクを負担するのか、それとも民間会社がそのリスクを負担するのかということが書いてあるのですけれども、なかなか一義的にどちらなのかということがわかりにくい事例があったということで、具体的には29年1月の大雪のときの除雪費用とか、あるいは29年5月の道路で発生した逆走死亡事故を受けた対策費用をどちらが負担するかということで協議をしたと聞いております。

(明石委員) わかりました。そういう質問をしたのは、今後の対応方針で大規模災害や景気の変動とありますよね。そういう意味では、契約時には想定していなかったことが、今後、生まれかねないですよ。それで、どういうことがあったのか確かめました。事情はわかりました。大雪とか逆走のことですね。

(樫谷委員長) 少し種類が違いますけれども、関空で船がぶつかったり、ああいうものもそうですよね。あれは道路局などにも相当協力をしていただきましたみたいなことを、道路局なのか道路会社なのかわかりませんが、関空の方がおっしゃっていましたね。だから、あのような確かに思ってもみないことはこれからも生じる可能性もあるので、その知見をそれこそ協議をしながらつくっていただきたいと思います。

島本委員、何かございますか。

(島本委員) PFIとかコンセッションはそれなりに浸透してきていると思うのですけれども、本件については、恐らく効果はあるけれども、1件でいいのかということと、2年では短いのかという、恐らくはサンプルとして十分ではないのではないかとのご判断ということですよ。

あとは料金徴収がもっと地方のところで十分にこのフレームワークが維持できるかどうかだと思うのですけれども、今後、どれぐらいの件数でとか、どういうところが確認できたら全国展開を考えられるのかという手触り感というか、目安みたいなものはあるのでしょうか。

(山本課長) 目安について、現時点で何件とかというものを持っているわけではありません。この愛知県の事例は第1号で、非常にこれまでもいいペースで、今までのところは来ているものですから、我々としても、この地方道路公社というものは、基本的には都道府県が出資団体なので、出資団体がこれをどう捉えるのかということは非常に重要だと考え

ております。地方の実勢という意味もございまして、⑦の今後の対応方針のところにも書かせていただいていますけれども、この愛知県の事例については、今の状況等も含めて、他の道路公社にも情報提供をさせていただいています。これはできるだけ横展開を図っていきたいという中で、地方道路公社の意向等もこれから把握して、全国展開をしていくべきものなのかどうなのかというところの判断を、もちろん愛知のモニタリングも非常に大事だと思いますけれども、国のみずからの事業のところやると、我々だけの判断でできるところはあるのですけれども、地方のご意向も踏まえて考えていきたいと思っております。

(島本委員) まだ1件というのは、いま一つ認識が広がっていないという感じなのですか。

(山本課長) 認知はかなりされているのは間違いないと思います。ですから、ここの愛知県の公社は、中部国際空港に行くところの路線ですから、非常に収益性もある程度高いということもあって、交通量もかなり確実に見込める。一般的に申し上げますと、他の地方道路公社の路線というのは、NEXCO、昔の日本道路公団とか、首都高速、阪神高速とかが管理している幹線的な有料道路というよりは、もう少しローカルなところの、どちらかというところとそれほど収益が高くないような路線が多いので、そういったところでこのPFIという手法、特に民間事業者の意向も当然あるわけですが、そういうものが成り立つのかどうかというところが一つ課題かと思っております。

(樫谷委員長) 部会で出ました議論の中で、今、おっしゃっていただいたように、非常に優良なところなので、放っておいてもいいとは言わないけれども、かなりこういうモデルが通用する場所ではあるわけですね。ただ、その赤字体質の公社である程度、公的資金を投入しなければいけないところのほうはもちろん数が多いのですね。そうすると、そこは民営化をできるのかできないのかということも含めて、この特例措置1228で対応できるかどうか、また新しい特例をつくらなければいけないかもわかりませんが、資金を投入しながら効率的にやれるような委託の仕方もあると思うのですよね。つまり、資金の投入が少なくなればそれでいいわけですから。何かそのようなモデルもこれで作れるのかどうかわかりませんが、まだ研究をしていただきたいというお話を、トータルコストをどう下げかという話をさせていただいたことがあったので、こういうことを書き込んでいただいているのではないかと。ただ、それは地方公共団体がそれぞれ判断することであるということですよ。

よろしいでしょうか。

それでは、特例措置1228につきましては、地域活性化部会の評価意見案を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することといたします。それでは、ありがとうございます。

(国土交通省退室)

(文部科学省入室)

3. 教育部会報告

(樫谷委員長) 続きまして、教育部会の検討結果につきまして、ご報告をお願いしたいと思っております。

それでは、教育部会長の明石委員より説明をよろしくお願いたします。

(明石委員) 部会長の明石でございます。資料3をご覧ください。

教育部会では、特例措置834(835)、地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業について、認定地方公共団体における実施状況について報告を受けるとともに、次の評価の実施時期について検討いたしました。実施状況の報告及び評価時期については、事務方よりご報告をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(山本参事官) それでは、資料3をご覧ください。まず、1ページでございます。

特例措置の内容でございますけれども、「これまで」のところに記載しておりますが、公立学校及び社会教育施設の管理及び整備に関する事務の部分につきましては、教育委員会が管理・執行することとされております。他方、その取り巻く環境の変化にありますけれども、少子高齢化や過疎化に伴うさまざまな社会福祉に関するニーズや、働く方々の学習ニーズなど、地方公共団体が地域におけるさまざまな需要に対応していく必要が高まっているという状況でございます。したがって、黄色の丸のところに記載しましたが、地域における総合的な視野を持った首長の明確な責任のもと、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能になるということで、先ほど申し上げた公立学校及び社会教育施設の管理及び整備に関する事務を、教育委員会から、この特区におきましては、その市長部局に移すことを認める特例となっております。

この特例につきまして、2ページでございます。平成27年度に評価意見をいただいております。

それによりますと、3ページの⑦、今後の対応方針のところに記載しておりますけれども、認定地方公共団体1件、これは遠野市でございますけれども、遠野市が特区法29条の規定に基づく規則の整備がなされておりましたので、その規則の整備がなされた上で、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見て評価を行うということとされておりました。したがって、その後、その下に書いておりますけれども、関係府省庁と事務局で規則の整備を促したりとか、あるいは特区計画に掲げられております小学校への児童館併設事業が進んでいなかったものですから、その実施の目途を確認し、また新たにできました総合教育会議は、教育委員会と市長部局との会議となりますけれども、その会議におけるこの特例措置の位置付けなどについて、認定地方公共団体に確認するということ。それから、この特例措置に関する他の地方公共団体の活用ニーズを整理したりとか、

あるいは、この特例措置につきまして、どのようにすれば全国展開の可能性があるのかということなどを報告するようというところでございましたので、一度、28年度の状況について29年8月に本委員会に報告しておりますけれども、その後の状況につきまして、今回、取りまとめましたので、それが4ページ以下になります。

まず、1つ、規則の整備状況でございますが、今、申し上げたように、29年8月の評価・調査委員会の報告の時点では、各種規則の整備はまだ行われていなかったということでございましたけれども、その下の現状のところでございますけれども、29年12月に、市議会で、行政組織の改編とともに、この特区に係る条例の改正につきましても可決されております。

5ページですけれども、真ん中のあたりに効果等とございますけれども、担当職員を教育委員会から市長部局に異動させたのが30年4月からでございますので、管理人員、対象施設は変わらないことから、今の時点ではコスト削減につながるものではないけれども、必要部局の職員が、他の行政財産も含めて一体的に管理していることから、事務の効率化が図られているということでございました。

2の小学校への児童館併設事業、これは特区の当初の計画の一つの柱でございましたけれども、29年8月の時点では、まだ事業の進捗としては、計画の策定が行われておらず、未着手ということでございましたが、その後、現状のところでございますけれども、これはもともと中学校だった校舎を利用して、綾織小学校をその旧中学校の校舎に移しまして、その移した小学校に綾織児童館を併設して整備するというところでございました。地域を交えた検討の結果、移して併設する予定でありました児童館につきましては、ポツの3つ目でございますが、保育園整備と並行して協議・検討を重ねた結果、既存の建物を継続して利用し、小学校への併設は、計画を取りやめる方針としたということでございました。

あわせて、少し戻りますけれども、その1つ上のところでございますが、綾織保育園の整備というのは、これは児童館があったところに移すということでございましたけれども、児童館が移らないということになりましたので、旧綾織小学校校庭に整備するというところで31年度に予定しているということでございました。

それから、今後の方針のところでございますけれども、2つ目のポツで、一方で、新たに綾織小学校となる部分の遊休施設、これは特別教室棟でございますけれども、ここに地元の地域づくり団体から、ここの部分を活用させてくれという要望が挙がっていることも踏まえまして、これは当初の計画からあったことですが、平成31年度から地域振興団体に貸し出しができるように環境整備を進めていく予定であるということでございました。

3の総合教育会議での議論につきましては、29年8月の段階では、この特例措置との関係が明確に定まっていないので議論は未実施ということでございましたけれども、現状のところを書いておりますが、この会議自体は28年度に4回、29年度に3回開催し、30年度も3回の開催予定があるというところでございました。ただ、この特例措置につきましては、限定した行為についての権限を特例措置として移していることから、その総合教育会

議の議題となる総合的な協議や調整とは別の位置づけではないかと、遠野市では捉えているということでした。

また、7ページの4、事業に関する効果・課題であります。社会・経済的効果としましては、学校施設につきましては、1つ目のポツのところにあります。この特区を利用する目的の一つとして、この学校を再編・統合することとあわせて行うものでございましたので、そのことについては、25年4月以降、順次計画を進めておりまして、それまでの8校を3校に統合して現在に至っているということでございます。この結果、施設の軽微修繕などの対応がスムーズになったというところがございます。

学校給食センターにつきましては、学校給食の調理業務の他に、食育活動の拠点とか、福祉弁当の調理場所として活用されておりまして、さらに29年6月からは高齢者のサテライト事業の昼食調理場としても活用されておりまして、施設の効率的な運用が図られているということでございます。具体的には、下の表に書いておりでございます。

ウの図書館・博物館につきましては、21年度に遠野物語発刊100周年事業とあわせて、図書館・博物館の各種改装など工事を行っておりまして、このときに市長部局が中心となって施設整備を担ったということでございます。

8ページに行きまして、「また」というところで、この100周年事業の際には、市全体の取り組みとして特別展を開催して、さまざまなPR活動とか、教育委員会が行う事業とか、それら各種のイベントの連携によって特色あるイベントを実施することができたということでございます。ただ、平成20年に2万2,470人ほどの入館者数がございましたけれども、5万人超まで増加いたしました。その後の東日本大震災がありましたので、入館者が大幅に減少しているということでございます。

公民館につきましても、修繕業務、改修業務が市長部局で行われているので、スムーズな対応ができていたということございました。

おおむね状況については以上とおりでございまして、今般、確認いたしましたところ、当初計画に記載されていた事項につきましては、やめるべきものはやめる、やるべきものはある程度実施時期が見えてきたということございましたので、この資料3の一番最初に戻りますけれども、表紙のところに記載しておりますが、事業による効果・弊害の発現が数年内に見込まれることから、2021年度、平成33年度でございますけれども、評価・調査委員会及び関係府省庁により、改めて事業の実施状況について調査し、当部会において評価を行うこととされたところでございます。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、文科省から何か補足することはございますか。

(新免課長補佐) ございません。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

と思いますが、いかがでしょうか。

これは、特区以外では、軽微なものでも整備とか補修とかについては教育委員会が判断するのですか。

(西地方教育行政専門官) どのくらいにもよりますけれども、もちろん構造部材でひびが入っているけれども耐震上は問題がないとかということは教育委員会が判断することになっておりますけれども、予算面では首長で全部負担をすることになっておりますので、相当平素から密接に連携しながらやっております。

(樫谷委員長) そうですね。何でこんなことを言っているかということ、去年、地震で塀が倒れて、女の子が犠牲になったではないですか。ああいうことは誰がチェック、整備するのかですね。市がやればいいという話ではないのだけれども、教育委員会と言うと何となく教育のことをやっているというイメージがあるので、整備とか施設とかというのは、もちろん基本的なことはやらなければいけないけれども、そういう細かなことについては市長に任せたほうが、より効率的で統一的にできるのではないかと思ったのですが、そういうことでもないのですか。

(西地方教育行政専門官) 学校のブロック塀とかはなかなか難しい問題なのですけれども、例えば、教室の明るさをどのくらいにするとか、動線を確認するためにどういうふうな教育活動をするかということは、教育委員会が基本的に学校のいろいろなパターンを知っているので、教育活動はこういうふうなものがやりやすいだろうと判断できると思います。

(樫谷委員長) そういう大きなことは確かに教育委員会が責任を持ってやるべきだと思いますけれども。

(西地方教育行政専門官) 例えば、ブロック塀とか、防犯カメラをどこに置くとか、通学路の安全をどう確保するかということは、それこそ首長部局と総合教育会議という場も通じて、営繕担当は日常的によくやりとりをしておりますので、実質的に見ている人は一緒だったりするわけです。

(樫谷委員長) そうですか。わかりました。総合教育会議というのは、これはどこの地方公共団体にもあるのですね。

(西地方教育行政専門官) ございます。おっしゃるとおり、教育委員会と首長はきちんと連携をしてやらなければいけないということで、制度的に新しく設けられています。

(樫谷委員長) そういう意味では、ちゃんと連携しているかどうか、本当に連携しているかどうか問題だということですね。わかりました。

何かご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、特例措置834(835)につきましては、2021年度に改めて評価をしたいと思っております。

それでは、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(文部科学省退室)

(厚生労働省社会・援護局入室)

4. 医療・福祉・労働部会報告

(樫谷委員長) それでは、続きまして、医療・福祉・労働部会の検討結果についてご報告をお願いしたいと思います。藤村部会長は本日ご欠席でございますので、島本部会長代理よりご報告をよろしくお願いいたします。

(島本委員) それでは、資料4をご覧ください。

医療・福祉・労働部会では、特例措置940、「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施、特例措置941、臨床試験専用病床整備事業について、全国展開に関して検討を行いました。また、平成27年度及び29年度の評価意見で対応方針が示された特例措置938、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業、特例措置910、病院等開設会社による病院等開設事業につきましては、関係府省庁から対応状況について報告を受けました。

まずは、特例措置938に係る全国展開の検討について、事務局より報告させていただきます。

(山本参事官) それでは、資料4でございますけれども、1ページ、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業の内容を少しご説明いたします。

「これまで」のところに記載しておりますけれども、障害福祉サービスを提供する事業所におきましては、サービス管理を行うサービス管理責任者というものの配置が義務づけられておりました。要件としまして、社会福祉主事など有資格者等は5年、それ以外の者は10年という実務要件を有しなければならないこととされておりました。その後、取り巻く環境の変化といたしまして、地域におけるサービス管理責任者の確保を容易にするということから、その下でございますように、実務経験年数の要件につきましては、資格等を有する者は5年以上というところを3年以上に、それ以外のものにつきましては10年以上となっているところを5年以上に短縮するという特例措置の内容となっております。

この特例措置につきまして、次の2ページ目でございますけれども、27年度に評価意見が出されております。27年度の部分につきましては、⑦のところでございますけれども、この当時、社会福祉士等の国家資格を有する者の要件緩和につきまして、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、28年度中に地域を限定することなく全国において実施するということが、一部全国展開ということとされておりましたけれども、それ以外の部分につきましては、この特例措置が引き続き継続するとされていたところでございます。

その後の対応につきまして、3ページでございますけれども、下のところの対応状況の点線の少し下のところでございますけれども、厚生労働省におきまして、厚生労働科学研究において新たな研修制度の仕組みに関する検討などを行ったということでございまして、その後、障害者部会で議論の上、了承を得たということでございます。

具体的な内容につきましては、4ページでございますけれども、上のほうに現行とございますけれども、これまで実務経験としまして、相談支援業務の場合は5年、直接支援業

務の場合は10年、有資格者の場合は3年となっており、その実務経験を経た後に分野別に各研修を修了したら、サービス管理責任者として配置されるということでした。これを、今般、実務経験年数につきまして一部改正を行った上で、研修の部分につきましても、基礎研修を導入した上にOJT2年以上を課しまして、さらに新規に実践研修を設けたということになります。詳細でございますけれども、具体的にどうなるかという部分ですけれども、実務経験の一部緩和ということで、直接支援業務につきましては、これまで10年ということになっていたものを8年とするということになりますけれども、さらに実務経験が年限を満たす2年前から基礎研修を受講することができることとされたところでございます。具体的には、直接支援業務につきましては8年となりますが、その2年前、つまり、6年経過した時点で基礎研修を受講することができるということになります。

配置時の取り扱いの緩和でございますけれども、基礎研修を受けた場合には、既にサービス管理責任者が1名配置されているときには、この基礎研修を修了すれば2人目のサービス管理責任者として配置が可能となるということになります。あと、研修分野の統合も行われておりまして、それまで分野別に研修を行ってございましたが、全分野のカリキュラムを統一して、共通で実施することとされたところでございます。このような措置によりまして、資格取得のため実務要件の緩和とサービス管理責任者の確保という特例措置の目的が、この新しい制度につきましてもおおむね達成できると考えられますので、先ほど申し上げた平成27年度の評価意見に沿った対応が行われていると確認いたしましたところでございます。

この結果、研修体系の全体的な見直しを行うということで、特例措置を終了することが部会として了承されたということになります。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。厚労省から、何かご説明、ご意見はありますか。

(源河課長) ございません。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

人手不足の中で拡大しなければいけないということと、いろいろなリスクもありますしね。品質の問題もあるので、うまいことバランスをとっていただいて、特例措置の内容そのままというわけではないのですけれども、非常に知恵を出していただいていいものができたと、私は説明を受けまして思いましたので、非常に素晴らしいと思います。

(源河課長) ありがとうございます。

(樫谷委員長) それでは、ご退室いただいでください。

(厚生労働省社会・援護局退室)

(厚生労働省職業安定局入室)

(樫谷委員長) 次は、特例措置940の評価意見案について、事務局よりご報告いただきたい

と思います。よろしく申し上げます。

(山本参事官) それでは、資料の 8 ページでございます。まず、この特例措置の背景でございますけれども、もともと北九州市が I ターン・U ターンをして北九州市に戻ってきていただく方を対象に職探しを効率的にやりたいということで、現在、求人を行う場合には年齢は制限してはいけないということが原則なのですが、一部 60 歳以上という定年を超えた高齢者雇用を促進するためという場合には 60 歳以上限定という求人が可能となっておりますので、この部分を 50 歳以上に緩和してくれないかということがもともとの要望でございました。ただ、求人年齢は制限しないという方向で施策が進んできておりましたので、そのとおりに直接 50 歳以上と緩和するのではなくて、50 歳以上とか、55 歳以上の高齢者に対して就職支援を重点的に実施するシニア・ハローワークを設置するとしたことがこの特例措置の内容となっているところでございます。したがって、この特例措置によりまして、高齢者層の採用に意欲的な企業の情報がより求職者に伝わりやすくなったということではございますけれども、何か規制がもともとあってそれを一定の範囲で緩和したという特例にはなっておりませんので、その部分につきましては、他の特例措置とやや異なっているといったところでございます。

この項目につきまして、今年度評価対象となっておりますので、評価意見案でございますが、9 ページになっております。

⑥で、評価・調査委員会の調査を行いましたところ、この実施区域、北九州市でございますけれども、50 歳以上の求職者を重点的に支援する事業を始めたことで、シニアの採用に積極的な企業の声が以前より多く届くようになったこととか、利用者から好意的な意見が多く認められたということでございます。

関係府省庁からの調査では、このシニア・ハローワークが主なターゲットとしておりますのは先ほど申し上げたような 50 歳代の求職者でありましたけれども、ここの 50 歳代の求職者の利用が少ないということとか、求職者の 6 割がこのハローワークがあります戸畑区在住で、北九州市の他の地域への広がりや欠いているということで、このシニア・ハローワークの利用促進のための周知が課題とされたところでございます。

また、関係府省庁からは、この特定事業を全国展開した場合に、65 歳以上を重点的に対象とする「生涯現役支援窓口」を全国的に整備しており、また、ハローワークと地方公共団体との連携も進めている中で、どの程度地方公共団体からのニーズやこの特定事業の効果があるのかの検証が必要であろうということでもございました。

医療・福祉・労働部会では、65 歳以上の求職者のニーズと 50 歳代の求職者のニーズは異なるものなので、50 歳代の求職者の正社員雇用へのニーズにきちんと応えることは重要であるということと、また、利用者の利便性とか行政コストの観点から、中高年求職者対策における北九州市と労働局の一層の連携方策について検討すべきという意見がございました。

⑦、今後の対応方針のところでございますけれども、読み上げますと、

関係府省庁は、認定地方公共団体が本特定事業の主なターゲットとして当初考えていた利用者層の利用を、認定地方公共団体と協力して促すこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2020年度に改めて評価を行う。

とさせていただいているところでございます。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。厚生労働省からは、何か追加すること、補足はありますか。

(野村課長) 特にはございません。

(樫谷委員長) それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(明石委員) 教育部会等でも、今の成人がいつ勉強したいかという学び直しの調査をずっとやっているのですね。人生100年時代で、どうやって学び直しをするかという、一番学習ニーズが高いのが30代なのですね。キャリアをつけたい、キャリアアップをしたいということがまずは1点あります。次が50代なのです。60歳の定年を前に、新たな道探しで勉強したいという。あとは65歳以上の生涯学習的な教養とかがありまして、そういう意味では、ここの戸畑で、今のところニーズが少ないかもしれませんが、こういう50代の層に求職のターゲットを絞っていることはおもしろい試みなので、ここに書いておりますように、地方公共団体と労働局の連携をうまくして、どこまで可能かを検討していただくといかなど。そういう意味では、今後の対応方針に賛成ですね。

(樫谷委員長) ありがとうございます。島本委員、何かございますか。

(島本委員) 大丈夫です。

(樫谷委員長) これは、明石委員がおっしゃったとおり、確かに一見年齢制限とか男女制限をつけないというのは、建前としては非常にそのとおりなのだけれども、この意見にも書いてあるように、年代ごとにニーズはそれぞれ違いますよね。むしろそれは何でだめなのか。むしろそのほうがびたっといくのではないかという気がするのですけれども。建前はわかります、差別してはいけないとかね。

(野村課長) 法制度上は年齢差別をしてはいけないという大原則がございます。ただし、例えば、生涯現役支援窓口では、これまで高齢者を雇用したことがない職場においては、どういった仕事をお願いしたらいいかわからないところもあるので、高齢者には、具体的にどのような仕事がありうるのか求人される側にもお示ししていく取組をしております。

(樫谷委員長) きめ細かくはやっている。それはそれとして、さらにターゲットを絞った窓口をつくるということがこれだということですね。

(野村課長) そうです。

(島本委員) これはこれで推進するけれども、恐らく高齢者雇用という政策とまだ働ける人のキャリアアップという政策と、少し違うというところもある。

(野村課長) ご指摘のとおり、ニーズがそれぞれありますので、我々としては、それぞれ

のニーズに応じた対応をしっかりとしていきたいと考えております。

(樫谷委員長) そうですね。こういう特区というものを通じて、単純に全国展開をするというのがあるけれども、いろいろな知見を皆さんはよくわかっていらっしゃると思いますので検討・蓄積していただいて、抜本的な改革ができるといいですね。

(明石委員) 別件ですけれども、青年海外協力隊というものがあるのですよ。できて50年が経ちます。

(樫谷委員長) JICAですね。

(明石委員) そうです。それで、10年ほど前からシニア海外協力隊というものを設置して、60歳まで勤めてまだ現役的にスキルを持っている方が世界に羽ばたいていくというものも始めていますから、年齢を制限したらいけませんけれども、そういう要望を少し出していただければと思います。

(樫谷委員長) そうですね。確かに、それぞれ活用するということ変な話ですけれども、働き場所が違ってくると思う。制限しないというのは、確かに建前はそのとおりだと思いますけれども、それで本当に効果があるのかどうかですね。ぜひこういうことを通じて知見を蓄積していただいたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、特例措置番号940につきましては、医療・福祉・労働部会の評価意見案を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ご異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承したいと思います。

それでは、ご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

(厚生労働省職業安定局退室)

(厚生労働省医政局入室)

(樫谷委員長) 引き続き、特例措置941に係る評価意見案につきまして、事務局よりご報告いただきたいと思っております。

(山本参事官) それでは、同じ資料4の10ページでございます。まず、特例措置の内容でございますけれども、「これまで」のところに記載しておりますが、健康な者を対象とする臨床試験用の専用病床であっても、これを整備する場合には、患者が入院する通常の病院と同様の施設基準が適用されることになっておりました。しかしながら、都市部におきましては、被験者は集まりやすいのですが、病床整備に係るコストが高いということがございますし、また病床の稼働率が高い病院では臨床試験のための病床の確保が困難だということがございましたので、真ん中の○のところにありますけれども、このような健康な方を対象とする臨床試験の場合には、一定の一人当たりの広さを緩和しようと、病室の床面積や廊下幅など、記載のとおり、一部緩和するという特例になっているところでございます。

それでは、11ページが評価意見案でございます。

⑥でございますけれども、評価・調査委員会の調査におきましては、このような既存の病院施設を臨床試験専用病床として活用できたということで、病床の稼働率が高い都市部におきましても治験が実施できて、医薬品の研究開発の促進に寄与したとか、あるいは第Ⅱ相以降の治験についても、この事業を利用することができれば、利用率の改善が見込まれるというご意見がございました。

一方で、関係府省庁の調査によりますと、この特定事業によるインシデント、いわゆるヒヤリハットですとか、医療事故は認められなかったということでございます。これも、治験の実績としまして、その下に書いてありますように、約2年で1件、12症例と少なくなっております。今の段階で全国展開の検討をするには、リスク発生時の対応など、事例の検証が必要なのではないかということでございました。

これを受けまして、医療・福祉・労働部会でも規制緩和として意義がある事業なのに、なぜ1カ所だけで、まだ1件しか実施されていないのかというご意見とか、そのほかに、第Ⅰ相の治験は健康な人が対象でありまして、治験の効果というよりも薬の代謝状況を見ることがこの場合は中心になっていきますので、この程度の面積で実施していれば、今の場合は問題がないと考えられますけれども、第Ⅱ相以降になりますと、病気になっている患者が対象となりますので、第Ⅰ相の治験とは全く異なるものであるというご意見がございました。

したがって、⑦、今後の対応方針でございますけれども、読み上げさせていただきます。

関係府省庁は引き続き認定地方公共団体に係る事例について情報収集し、特に事件事例への対応を検証していくこと。その状況を踏まえ、評価・調査委員会は2022年度に改めて評価を行う。

というものでございます。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、厚労省から何か補足することはございますか。

(上野課長補佐) 特にはございません。

(樫谷委員長) それでは、今までの件、ご報告につきまして、ご意見やご質問がございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

第Ⅰ相というのはまず健康な人でやって、第Ⅱ相というのはその後やるのですか。

(上野課長補佐) そもそも対象が健康な方と病気の方という区別でございまして、健康な方ですので、ある程度狭い場所でやってもいいということで、今回、こういう特別な措置を認めているということです。

(樫谷委員長) 第Ⅱ相というのは、治療を兼ねてやるわけですからね。

(上野課長補佐) 治療でございますので、全く目的も違ってまいります。

(樫谷委員長) これは、治験を健康な人でやったときに、今までに事故は結構あったのですか。

(上野課長補佐) 特に、今、私どもの調査では一件も出てきてはおりません。

(樫谷委員長) 今回の特例の件ではなくて、ずっと長い間、やっているではないですか。ヒヤリハットみたいなことは結構あるのですかね。データは集まっているのですか。あったら厚労省に来るのですか。

(上野課長補佐) そういう形で集めてはいないかと思えます。論文とか外部で研究されているようなものはあるかと思うのですけれども、私どものほうで網羅的に第Ⅰ相がこうだということをとっているわけではございませんので、あくまで今回の特例について調査をしたところでございます。

(樫谷委員長) 私は民間会社の非常勤役員もしているのですけれども、ヒヤリハットとか事故の報告はすぐに国に行ったり、統計を出したりしているのですけれども、そういうものはとっておかなくていいのですかね。一個一個についてどうだというのではなくて、トータルで。特に第Ⅰ相などというものは、イメージでは問題は基本的にはないのではないかと。違いかもわかりませんから、違いかどうかを確認しなければいけないのですけれども、確認するために何かデータをとっておかないといけないのでは。

(上野課長補佐) 本日はご用意しておりませんので、確認をさせていただきますか。

(樫谷委員長) 何らかの確認はとっていらっしゃると思いますよ。そう思いますけれども、それはその検証をしていただいた上で、この件だけではなくて、もう少し大きい検証をしていただいて、余り問題がなければやっただけいいのではないかという気もしないでもないのですよね。

(明石委員) この医療・福祉・労働部会の議論で、規制緩和として意義のある事業なのに、なぜ1カ所で、また、1件しか実施されないのか疑問であるというのは、非常に納得する疑問です。

(樫谷委員長) そう思いますよね。納得性があります。なるほどと思います。

(明石委員) 第Ⅰ相だから、それほど問題が生じない可能性が高いのですよね。それで、市町村、都道府県がなぜもっと手を挙げないかということです。

(上野課長補佐) そうですね。本当にこれはご議論いただいて、私どももいろいろ考えてはいるのですけれども、なぜかというのはなかなか答えが出ていないところです。

(樫谷委員長) 皆さん、特例は知っているのですかね。

(上野課長補佐) はい。それはもちろんご存じだと思います。ただ、なかなかこれにぴたっとはまるものがないということなのかなと思います。

(樫谷委員長) 治験というのは、基本的には一定のレベルの病院がやるわけですか。

(上野課長補佐) 第Ⅰ相とかですと、製薬会社が費用を負担してやっておられたりしますので、医療機関がやるというのは必ずしもそうでもないものもございます。そういった意味で、もしかしてそれほど需要がなかったのかもと思います。

(樫谷委員長) 製薬会社は既に病床を持っている可能性があるということですか。

(上野課長補佐) 製薬会社が費用を負担して既にやっているものもごございますので、病院があえて第Ⅰ相をやることに特定のニーズがなかった可能性もあるかなと思います。

(樫谷委員長) 病院の病床ということですよ。だから、別に製薬会社が費用を負担してやる分にはそんな規制はないわけですね。

(上野課長補佐) はい。

(樫谷委員長) そういうことか。

(明石委員) 今、総合病院の経営がいいところと大変なところがありますよね。こういう規制緩和をすると、経営者的には賛成していると思うのだけれどもどうですか。

(樫谷委員長) 本当にそうだと思う。病院もなかなかいいところもある一方、大変なところも結構多いのですよね。

(島本委員) 第Ⅰ相を病院でやるというニーズが、多分そんなにないということと、あと、これは1件というか、1回やっただけの話ですよ。1回少しあいているところで試してみたというだけなので、もう少し周知徹底して、サンプルをとると。ですから、そんなに間を置かずに評価しようという結論にはなったのですけれども。

(樫谷委員長) この前、事務局と議論したのだけれども、特区を広めるというときに、特区はこうあるから、情報開示をして、来たものを受け付けますというやり方もいいと思いますが、積極的に営業をしなくていいのかということです。委員会や事務局がやるのか、むしろ、本当に真剣にこれを広げたいと考えているならば、厚労省とかに限らず、規制官庁がそういうところにもっと営業活動をしていかなければいけないのではないのかという議論ですけれども、何となく特区はできました、使ってくださいねみたいに、あとは知っている人と知らない人、大体関係者は知っているのかもわかりませんが、そういうものがあるので。

(明石委員) それも大きいでしょうね。

(樫谷委員長) PRをもう少し積極的に。せっかくやったのだから、基本的にいいことだから認めているわけですからね。もっと役所も含めて打って出なければいけないのではないかと思うのですけれどもね。

(明石委員) 特に大学の附属病院というのは、国立も今は厳しくて、全部補助金がカットされてきているのですよ。そのため、地方大の場合は、財源の多くを病院で稼いでくるのです。

(樫谷委員長) そうすると、すごい財源ですね。

(明石委員) そうすると、病院も治験の依頼は多いでしょうから、委員長がおっしゃるように、こういう規制緩和をやってくれるというのを知らないのではないかと思って。

(樫谷委員長) 知らないのではないかと思う。知っていても、面倒くさいというのもあったり、何となく自分で使うという考えがないのかなと思うのですよ。よほどPRをしてメリットを説明しないとね。

(島本委員) 私の記憶が正しければ、そのときの厚労省の方の説明の一つでは、人が集まるような病院は、都心部とか、病床不足でなかなかあいているベッドがない。今度、地方に行くと、そういう臨床をすと言っても人が集まらないということで、ミスマッチが出る。特区は横浜で都市部なのですけれども、たまたまあいているところがあって、やるとい実例が1件あって、多分健康な人に薬を飲んでもらうということなので、余りヒヤリハットも起こりにくいのではないですか。よほど強い薬でなければですね。

(樫谷委員長) これは病室を詰めてやろうということですね。こういう治験専用の病室にするということですね。わかりました。もう少し何か工夫ができるような気もしないでもないですね。

(島本委員) 少し宣伝してサンプルが増えるといいなど。

(樫谷委員長) 余り治験というのはもうからないのでしょうかね。ありがとうございました。

それでは、特例措置941につきましては、医療・福祉・労働部会の評価意見案を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ご異議はないということでございますので、委員会評価意見として了承することとしたいと思います。どうもありがとうございました。

次は、29年度評価意見に基づく報告につきまして、特例措置910の対応につきまして、事務局より報告いただきたいと思ひます。

(山本参事官) 引き続きまして、同じ資料の12ページでございます。これは、病院等開設会社による病院等開設事業でございますけれども、中身としましては、これまでのところに記載がありますように、医療事業の非営利性が前提となっておりますので、これまで株式会社による病院等の開設は認められていなかったところでございます。しかしながら、株式会社の資金調達力や研究開発意欲などを活用して、高度な医療の開発を普及させることが期待されているところでございますので、その下の薄緑の四角にございますけれども、高度な医療、すなわち、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものにつきましては、株式会社がこれらを提供する病院を開設することができるという特例措置になっているところでございます。

この特例措置につきまして、次のページでございますが、昨年度、平成29年度の評価意見が出されております。⑦の今後の対応方針のところでございますけれども、この関係府省庁は、診療領域につきまして、事業者の拡大の要望も踏まえて検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得るものでございました。これは、その一つ上の⑥に書いておりますけれども、部会の中で、医療・福祉・労働部会ではということでございますけれども、診療領域を今の高度医療、すなわち、自由診療に限定していることが事業の推進

の阻害要因になっているのではないかという意見がありましたし、厚生労働省からは、その診療領域については、高度医療との関係、患者の利便性、効率性などを考慮しつつ、要望も踏まえて検討を行うということをございましたので、今、申し上げたような報告をいただくということが今年度の課題となっていたところをございます。

具体的な検討内容につきましては、次の14ページ以降でございますけれども、飛びまして、15ページのところです。上のほうに関係法令における規定ということでございまして、最初に申し上げたとおり、この特例というのは高度医療を提供するという内容になっているわけでありまして、法律におきまして、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合または診療上やむを得ない事情があると認められる場合には、許可に係る高度医療以外の医療を提供できることとされております。具体的には、①、②、③に記載したとおりでございますけれども、下に行きまして、事業者より要望があった19の施術につきまして、今、申し上げた「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」なのかどうかということにつきまして、医学的観点からの判断が必要であるということで、幾つか複数の有識者に意見を伺ったということをございました。

その結果は、「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合に該当する」という意見をいただいているものもあつた一方で、「該当しない」という意見もあつたということをございましたので、厚生労働省からは関係学会にも要望のあつた施術について今後ご意見を伺う予定だということをございまして、今年度中にはまだ具体的なものは無いという状況という報告をいただいたところをございます。

私からは、以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。厚労省から何か補足はございますか。よろしいですか。

(上野課長補佐) ございません。

(樫谷委員長) ただいまのご報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

これは、乳房の復元というのですか、そういうことをやっていた会社ですよね。高度医療というのはちゃんと定義があるのですか。何でもかんでも高度なものは高度医療という感じがあるのですけれども、これは保険がきかないこととイコールではないのですね。

(上野課長補佐) 大体イメージとしてはイコールということにはなっております。

(樫谷委員長) 大体そういうことを言っているわけですか。高度医療でも保険がきくものは高度医療とは言わないのですね。同じ高度医療けれども、保険がきくかきかないか、保険対象機関ではないのでということだけですかね。

(上野課長補佐) 厚労省のほうで定めています指針に該当するものということで、あくまで自由診療に限っているということをございます。

(樫谷委員長) 自由診療であるならば何でもいいというわけではないと。高度で、かつ、自由診療ということですね。

(上野課長補佐) この規制に合致するものを、別途構造改革特区法で定めていただいているところがございます。

(樫谷委員長) わかりました。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(島本委員) 申請している例は、豊胸に少しバイオテクノロジーを使うようなことを高度医療として手を挙げていらっしゃって、ただ、付随する医療行為が発生するけれども、そこは特区ではできないということで、部会での解釈としては、厚労省が特区を有効にするために付随医療行為も認めるほうで、今、学会と検討していると。その検討状況に伴って、もう少し付随医療行為が認められて、その成果を見極めようという結論になっている。

(樫谷委員長) 今は認められていないのですね。

(上野課長補佐) 新たに申請がされている19の施術については、今は認められていないという状況でございます、それを認めることで、より特区の活用の活路が開けるといこともございまして、一方で、医学的なご判断が必要なものもございまして、専門家の方々のご意見もまだ分かれているところがございますので、もう少し各学会にご意見を伺う。その中で、余り無尽蔵に広げてしまいますと、特別に認められている制度でございまして、地域の医療との関係もございまして、少し慎重にはならざるを得ないかなと思っております。

(樫谷委員長) 結局、地域の医療との関係なのですね。厳しい病院が多い中で、こういうものがどんどん広がってしまうと困るという側面もある。確かに地域医療をしっかりとやらしてもらわないと、財政の問題もあるので、わかることはわかるのですけれども、かといって、できないようにして、やはりできなかったでしょうとなっても困るような気がするのですよね。

これは、付随するものという、この15ページに書いてありますよね。これはそれではないのですか。いわゆる関係法令における規定の中で、②というのはそうではないのですか。①はずばりですよ。

(上野課長補佐) 総論としては可能でございますけれども、それぞれの、今、具体的に申請されているものが、こういうところに付随するものに該当するかというところを少し見極めさせていただいているところです。

(樫谷委員長) 付随かどうかの検討が必要なのですかね。

(上野課長補佐) そのとおりです。

(樫谷委員長) 事業者が付随というのだから、付随するのではないですか。それは難しいのですかね。

(上野課長補佐) それを全部に広げてしまうと、本当に必要なものというところで、なかなか難しいところがあり、その議論を正にさせていただいております。

(樫谷委員長) やっていただいているわけですか。あと、効果を維持するために、フォローアップですよ。これはいいのですか。

(上野課長補佐) これも通常はもちろん大丈夫と思います。

(樫谷委員長) これも検討が必要なのですか。これはいちいち付随するかどうかというのは、ガイドラインをつくらうというわけですか。

(上野課長補佐) 将来的に、特区が件数も増えてというところであれば、またそういった方向もあり得るかなとは思っております。現段階ではまだそこまでは検討しておりません。

(樫谷委員長) でも、治療で緊急性があるときに、いちいちそんなことはどこに相談するのですか。他の病院に行ってくださいと言うしかないのですかね。

(上野課長補佐) 患者の症状が重篤で応急処置が必要であるにもかかわらず、株式会社立病院等以外の病院等に搬送する時間的余裕がない場合には、株式会社病院等で医療の実施ができるとされております。

(樫谷委員長) その辺も、これは広げたくないと思っているというよりも、地域の医療機関が、コンペティターは嫌だといえば嫌なのだけれども、どう思われますか。

(島本委員) そういう医療行為のリストアップはしていただけるようなのですけれども、もともとはこうした高度医療は成長分野だし、ニーズもあるだろうと。ところが、なぜ1件しかないのかというのは、前の特例措置と一緒に、サンプルが余りにも少ないのはそもそも何でなのだろうかという議論をしている中で、自由診療に限定すると、やれることが限られてしまうから、ここでは認めようと。このあたりまでは非常に厚労省も協力的で、これは何が必要かちゃんとリストアップをしますと。ただ、後半のほうで、リストアップをした中でどこまで認められるかという線引きについては、学会には確認が必要だという結論になる。

(樫谷委員長) それは、付随するかどうかの確認なのですか。

(上野課長補佐) 付随するかどうか、それぞれの医療の中身、技術の中身をご覧いただいてということで、一言で申し上げるとそういうことではないかと思えます。

(樫谷委員長) では、これは法律では、例えば、どんなものが入っているのですか。

(島本委員) 例えば、豊胸するときに薬を与えて、どこまでが医療行為でどこまでが自由診療かですとか。

(上野課長補佐) 細かいものですが。これが、今、19の検討させていただいているものです。

(樫谷委員長) これは認められているわけですね。

(上野課長補佐) これが、今、申し上げたもので、認められないかどうかということが、まだ整理がついていないものです。

(樫谷委員長) こちらはもう整理がついているのですか。

(上野課長補佐) こちらが全体の項目立てでございまして、それが今回の特例に該当しているかどうかということをご判定させていただいているということです。

(樫谷委員長) そうということですか、わかりました。いずれにしても、これで実質は打ち切るのか、何となく広げようとしているのか、それによって違うのでしょうか、これはどんな考えをされますか。どう思われますか。

医師会とかいろいろありますが、国民ということをしたときに、それは医療行為で十分だという見解もないわけではないですよ。今、株式会社でやって何か意味があるのかと。より安くていいものができるというのであれば、国民的に見れば、そうではないかもわからないし、それとも何か特別なことをやるというために、わざわざ株式会社をつくらなければいけないのか、つくって何かメリットがお互いにあるのかどうかですよ。

(島本委員)神奈川県が自治体として申請して、実際に手を挙げているところがあるので、ニーズはあると思うし、せっかく特区申請をされたので、特区としてはサポートをしたいのだけれども、今の枠組みだとできることに限界があるということなので、多少なりとも範囲を広げてどうなるかということを見せたほうがいいのかなど。ギブアップというのも少し早い。

(樫谷委員長)この言い方がいいかどうかわかりませんが、我々国民から見ると、少し医療法人の方にも緊張感を持っていただかないと、何か俺たちのものだと、裏で関係者が規制に守られていると言うのも変な話ですけども、やはり少し緊張感がないと。医者も、当然失敗したらあるわけですけども、このビジネス面でも何か緊張感があるような形にしたほうが、国民的にいいのかもしれない。とりあえず、わかりました。

それでは、特例措置910につきましては、先ほど学会や有識者等の意見聴取を進め、これはいつまでぐらいにやるのですか。

(上野課長補佐)まだ見通しが立っているわけではないのですけれども、できれば、今年度中に少し聞き始めて、幾つか照会させていただこうと思っています。スタートはできれば今月中にも始めたいと思っています。

(樫谷委員長)わかりました。早急ということなので、委員会への診療領域拡大の方針を報告するようにご検討を進めていけたらと思います。

ありがとうございました。

(厚生労働省医政局退室)

5. 平成30年度評価意見案について

(樫谷委員長)以上、部会からの報告を踏まえまして、評価・調査委員会としての平成30年度の意見を取りまとめることとしたいと思います。

事務局から、資料をお願いいたします。

(資料配付)

(樫谷委員長)それでは、評価・調査委員会としての意見案につきまして、私よりご説明したいと思います。

例年と変わりが無いスタイルではありますが、まず、「はじめに」は、委員会の役割とか検討の概略について記載しております。「平成30年度の評価について」は、評価の進め方とか意見の概要につきまして、簡単にではございますけれども、3件につきましてご説明させていただいております。「おわりに」でございますが、特区制度、これは小粒にな

って、少しずつまた新しいものが出てきそうな感じはいたしますけれども、政府のほうも力を入れようと思っただけではないと思いますので、この期待に応えるようにどうすればいいか、今みたいな議論も含めてしなければいけないし、まずは、やたらに先延ばしにするのではなく、例えば、特例を廃止するとかという場合も、どういう判断でやるのかとか、今、どういうデータに基づいてどういう判断をするのかとか、いろいろなことを考えなければいけないので、今後とも皆様からのご協力をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、事務局から何かありますか。

(山本参事官) 事務局は特にございません。

(樫谷委員長) わかりました。

それでは、本日の案で、評価・調査委員会の意見として、これは総理ですかね、構造改革特別区域推進本部長に提出することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。そのように進めたいと思います。

6. その他

(樫谷委員長) 本日の議事は以上でございますが、事務局から何かございますか。

(山本参事官) 特にございません。

7. 閉会

(樫谷委員長) それでは、本日の委員会はこれで閉会としたいと思います。ありがとうございました。